

①届出の概要

阿佐海岸鉄道では、線路と道路の両方を走行できる車両DMV（デュアル・モード・ビークル）を新たに導入します。DMVの導入にあたり、これまでと運営形態が大きく変わることから、これに伴い令和3年5月28日付けで四国運輸局長あて「鉄道事業の旅客運賃上限設定及び変更認可申請書」を提出しており、令和3年7月26日付けで認可いただきました。

認可いただいた上限の範囲内において、今回、四国運輸局長あてに実質運賃の届出をしており、以下届出の概要について記載しております。

1 普通旅客運賃

区	現行額（円）	認可された 上限額（円）	所定運賃額 （円）	上限額との格差
キロメートルまで	全線	全線	全線	
5.0	220	200	200	—
6.0	240	300	300	—
7.0	240	400	300	▲25.0%
8.0	270	500	400	▲20.0%
9.0	270	600	400	▲33.3%
10.0	—	700	500	▲28.6%

※小児旅客運賃は、普通旅客運賃を折半し、計算上生じた100円未満のは数は、これを100円単位に切り捨てる。

2 定期旅客運賃

(1) 通勤定期旅客運賃

ア 1か月

区	現行額 (円)	認可された 上限額 (円)	所定運賃額 (円)	上限額との格差
キロメートルまで	全線	全線	全線	
5.0	8,750	7,800	6,000	▲23.1%
6.0	9,540	11,700	9,000	▲23.1%
7.0	9,540	15,600	9,000	▲42.3%
8.0	10,340	19,500	12,000	▲38.5%
9.0	10,340	23,400	12,000	▲48.7%
10.0	—	27,300	15,000	▲45.1%

イ 3か月

区	現行額 (円)	認可された 上限額 (円)	所定運賃額 (円)	上限額との格差
キロメートルまで	全線	全線	全線	
5.0	24,940	22,300	16,200	▲27.4%
6.0	27,200	33,400	24,300	▲27.2%
7.0	27,200	44,500	24,300	▲45.4%
8.0	29,460	55,600	32,400	▲41.7%
9.0	29,460	66,700	32,400	▲51.4%
10.0	—	77,900	40,500	▲48.0%

ウ 6か月

区	現行額 (円)	認可された 上限額 (円)	所定運賃額 (円)	上限額との格差
キロメートルまで	全線	全線	全線	
5.0	47,240	42,200	28,800	▲31.8%
6.0	51,530	63,200	43,200	▲31.6%
7.0	51,530	84,300	43,200	▲48.8%
8.0	55,820	105,300	57,600	▲45.3%
9.0	55,820	126,400	57,600	▲54.4%
10.0	—	147,500	72,000	▲51.2%

(2) 通学定期旅客運賃

ア 1か月

区	現行額 (円)	認可された 上限額 (円)	所定運賃額 (円)	上限額との格差
キロメートルまで	全線	全線	全線	
5.0	6,060	6,600	4,800	▲27.3%
6.0	6,610	9,900	7,200	▲27.3%
7.0	6,610	13,200	7,200	▲45.5%
8.0	7,160	16,500	9,600	▲41.8%
9.0	7,160	19,800	9,600	▲51.5%
10.0	—	23,100	12,000	▲48.1%

イ 3か月

区	現行額 (円)	認可された 上限額 (円)	所定運賃額 (円)	上限額との格差
キロメートルまで	全線	全線	全線	
5.0	17,260	18,900	13,000	▲31.2%
6.0	18,830	28,300	19,500	▲31.1%
7.0	18,830	37,700	19,500	▲48.3%
8.0	20,400	47,100	26,000	▲44.8%
9.0	20,400	56,500	26,000	▲54.0%
10.0	—	65,900	32,400	▲50.8%

ウ 6か月

区	現行額 (円)	認可された 上限額 (円)	所定運賃額 (円)	上限額との格差
キロメートルまで	全線	全線	全線	
5.0	32,700	35,700	23,100	▲35.3%
6.0	35,680	53,500	34,600	▲35.3%
7.0	35,680	71,300	34,600	▲51.5%
8.0	38,650	89,100	46,100	▲48.3%
9.0	38,650	107,000	46,100	▲56.9%
10.0	—	124,800	57,600	▲53.8%

※小児の定期旅客運賃は、通勤・通学の1か月、3か月及び6か月の定期旅客運賃を折半し、100円未満の額を100円単位に切り捨てた額とする。

3 特殊割引旅客運賃

(1) 被救護者割引

被救護者及び付添人の旅客運賃については、所定の普通旅客運賃または定期旅客運賃から50パーセント割り引いた後、は数計算した額とする。

(2) 身体障害者割引

身体障害者及び介護者の旅客運賃については、所定の普通旅客運賃または定期旅客運賃から50パーセント割り引いた後、は数計算した額とする。

(3) 知的障害者割引

知的障害者及び介護者の旅客運賃については、所定の普通旅客運賃または定期旅客運賃から50パーセント割り引いた後、は数計算した額とする。

(4) 精神障害者割引

精神障害者及び介護者の旅客運賃については、所定の普通旅客運賃または定期旅客運賃から50パーセント割り引いた後、は数計算した額とする。

※小児の特殊割引旅客運賃は、所定の特殊割引旅客運賃を折半し、100円未満の額を100単位に切り捨てた額とする。

(5) 臨時特殊割引

旅客運賃の割引率はその都度定める。

4 金券式回数乗車券

自社線の各駅相互間を乗車する旅客に対して100円券の12券片の金券式回数乗車券を1000円で発売する。(券面等表示額1000円の12券片)